

品川区犯罪被害者等支援協力員設置要綱

制定 平成 20 年 4 月 1 日区長決定要綱 40 号

改定 令和 6 年 3 月 25 日部長決定要綱 116 号

(目的)

第1条 犯罪被害者等の平穏な生活の回復に資するために、公的機関での手続き等に同行する犯罪被害者等支援協力員（以下「支援協力員」という）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。

(委嘱)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件を満たす者を支援協力員として委嘱する。

- (1) 人格識見高く、広く社会の実情に通じていること。
- (2) 犯罪被害者支援協力活動（以下「活動」という）に従事する自覚と責任感を有していること。

(任期)

第4条 任期は 3 年とする。ただし、更新を妨げないものとする。

(委嘱の取消)

第5条 区長は、支援協力員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 第 13 条に規定する支援協力員の責務を遵守しなかったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動継続に支障があると認められるとき。
- (3) 辞退の申し出があったとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、区長が特に支援協力員にふさわしくないと認める事由が発生したとき。

(活動内容)

第6条 活動は、戦略広報課長が依頼する公的機関等への同行、同行先の事前調査、戦略広報課長が指定する犯罪被害者等の支援に関する研修等への参加、その他戦略広報課長が必要と認めるものとする。

(活動の依頼)

第7条 活動は、戦略広報課長が犯罪被害者支援協力活動依頼書（別紙様式 1）により依頼する。

- 2 前条に定める公的機関等への同行については、戦略広報課長はあらかじめ活動対象者の同意を得て支援協力員に依頼する。

(活動の報告)

第8条 戦略広報課長は、支援協力員に対し活動状況について報告を求める。

2 報告は、犯罪被害者支援協力活動報告書（別紙様式2）により行う。

(謝礼)

第9条 第6条に定める活動を行った支援協力員に対し謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の金額は、1人1回2,000円とする。

3 謝礼は、前条に定める犯罪被害者支援協力活動報告書の提出に基づいて支出する。

(支援の対象者)

第10条 活動の対象とする被害者は、次のすべての条件を満たしていなくてはならない。

(1) 生命、身体に対する犯罪等の犯罪被害者等であって、区内に住所を有する者であること。

(2) 警察署に被害届を提出するなど、犯罪等により害を被ったことが客観的に確認できる者であること。

(保険)

第11条 支援協力員は、活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

2 前項のボランティア保険の保険料について、区はその全額を負担するものとする。

(事故報告)

第12条 支援協力員は、活動中に事故があった場合は、ただちに戦略広報課長に報告しなくてはならない。

2 戦略広報課長への報告は保険請求の際の事故報告書の写しの提出で代えることができる。

(支援協力員の責務)

第13条 区長は支援協力員に次のことを遵守させる。

(1) 活動にあたっては誠実に対応し、活動対象者の信頼を失うような行為をしてはならない。

(2) 活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。支援協力員を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者等支援協力員に関し必要な事項は、戦略広報課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。